

おいらせ町

事業継続支援給付金 (製造・建設・運送業)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経済的な影響を受けている製造業、建設業、運送業に対し、今後も事業を継続していくための支援として、事業継続支援給付金(20万円)を交付します。

交付対象者

製造業、建設業、運送業※1のうち、以下のすべてに該当する事業者が対象となります。
(一部対象外あり ※2)

- ① 町内に事業所のある中小企業者※3であること
- ② 今年2月～8月のうち連続する3か月間の売上の合計が前年同月比で1割以上減少していること ※4
- ③ 許可等が必要な業態は許可等を受け、事業の実態があること
- ④ 平成31年3月31日までに開業していること
- ⑤ 今後も事業を続けていくこと
- ⑥ 暴力団関係者でないこと

※1 日本標準産業分類の製造業・建設業・運送業が対象となります。詳細は総務省ホームページでご確認ください。 総務省ホームページ <https://www.soumu.go.jp/>

※2 小規模企業者のタクシー業は、事業継続支援給付金(第1弾、2回目)の対象となり、本事業は対象外となります。

※3 中小企業基本法上の中小企業者の範囲は、製造業その他の業種の場合、①資本金の額又は出資の総額3億円以下、②常時雇用する従業員数300人以下のいずれかを満たす。

※4 事業継続支援給付金(第1弾、第2弾、2回目)の交付を受けた事業者については、比較対象月を重複して比較の対象とすることはできません。

交付金の額

- 1 基本額 事業者当たり一律 **20万円**
- 2 加算額 運送業の場合、営業車両**4台目から1台につき5万円**
上限30万円(9台目まで)

※複数の対象事業または事業所等を経営していても、重複して支給はされません。

(裏面も必ずご確認ください)

提出書類

※以下のすべての書類が必要となります。

- 交付申請書(様式第1号) ※町ホームページからもダウンロードできます。
- 減収比較表(参考書類) ※町ホームページからもダウンロードできます。
- 許可等が必要な業態の場合、事業に必要な許可等を受けていることを証する書類の写し
- 法人の場合、資本金額及び従業員数が確認できる書類の写し
法人税の申告書の別表第一(一)の写し、法人事業概況説明書の写し 等
- 個人事業主の場合、事業実態が確認できる書類の写し
所得税の確定申告書の第一面又は県民税・市町村民税の申告書の第一面の写し 等
- 今年の該当月の売上が確認できる書類の写し
売上台帳、試算表、損益計算書、勘定元帳など該当月の売上が分かるもの
- 前年(2019年)の該当月の売上が確認できる書類の写し
確定申告書、売上台帳、試算表など月別の売上が分かるもの
- 運送業の場合、運送車両の写真及び車検証の写し
- 振込口座の通帳の写し
金融機関、支店、口座番号、口座名義及び名義人のカナ表示がある箇所
- 本人確認書類の写し
自動車運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど
(マイナンバー通知カードや保険証など顔写真がないものは2種類)

申請先・問い合わせ先

〒 039-2289

おいらせ町上明堂60-6

おいらせ町役場 商工観光課

☎ 0178-56-4703

※感染拡大防止のため、郵送での提出にご協力ください。

※相談を希望する場合、電話で事前予約をお願いします。

申請期限: 令和3年1月31日まで ※消印有効

